

令和5年12月12日

新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関の皆様へ

茨城県保健医療部
感染症対策課疫学G

「令和5年度外来対応医療機関確保事業費補助金」のご案内

感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備費を補助してきたところです。令和5年度下期については、12月1日までに交付申請書を提出して頂くようご案内をしておりましたが、今般、提出期限を令和6年1月15日(月)まで延期することといたしましたのでご案内いたします。

該当する医療機関におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。

1. 対象となる医療機関

- 令和5年3月10日以降に県から指定を受けた「外来対応医療機関」
(参考)「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」(令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定) (<https://www.mhlw.go.jp/content/001070702.pdf>)

※発熱患者等に対面での診療を行う医療機関が対象となりますので、オンライン診療等のみを行う医療機関は、補助の対象となりません。

2. 対象経費及び基準額

対象経費	基準額	補助率
患者案内のための看板の設置料	実支出額	10/10
ホームページに外来対応医療機関であることを明記するための改修費	実支出額	
換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費	実支出額	
医療機器の購入費	実支出額	
非接触サーモグラフィカメラの購入費	実支出額	

※一施設当たり 上限額 500,000円

3. 対象期間

令和5年3月10日から令和6年3月31日までに行う補助事業

※令和5年3月10日以降に契約・発注を行うこと。

※令和6年3月31日までに納品を行うこと。

4. 交付申請書の提出

(1) 提出期限 令和6年1月15日(月) 必着

(2) 提出方法 「郵送」かつ「メール」にてご提出ください。

①郵送

住所：〒310-8555 水戸市笠原町978番6

宛先：茨城県保健医療部感染症対策課 疫学グループ 佐本 宛

②メール

yobo11@pref.ibaraki.lg.jp

※メールタイトルに「【外来確保申請】(医療機関名)」と入れて送付してください。

※見積書等のデータ提出が困難な場合は、(3) 提出書類の1～4のみデータ提出。

(3) 提出書類 (全て押印不要です)

1. 交付申請書 (様式第1号)
2. 事業計画書 (別紙1)
3. 所要額調書及び所要額明細書 (別紙2)
4. 歳入歳出見込み抄本
5. 内訳表
6. 見積書の写し
7. カタログ等

5. 実績報告書の提出

全ての事業が完了した後に以下を提出してください。

(1) 提出期限 事業完了後30日以内または令和6年3月31日のいずれか早い日

(2) 提出方法 「3. 交付申請書の提出」と同じ

(3) 提出書類 (全て押印不要です)

1. 実績報告書 (様式第4号)
2. 経費所要額精算書 (別紙4)
3. 対象経費実支出額内訳 (別紙5)
4. 歳入歳出決算書抄本
5. 支出証拠書類 (納品書、検収調書の写し等)
6. その他参考となる書類 (写真等)

6. 手続きの流れ

1. 【医療機関→県】 交付申請書を提出
2. 【県→医療機関】 交付決定通知書を送付
3. 【医療機関→県】 (増額の場合) 変更交付申請書を提出
4. 【県→医療機関】 (増額の場合) 変更交付決定通知書を送付
5. 【医療機関→県】 実績報告書を提出
6. 【県→医療機関】 補助金確定通知書の送付及び補助金の支払い

7. 留意事項

- ・ 本事業の目的は、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関の新設を支援するための補助金となります。
そのため、貴医療機関におかれましては、本補助金を活用するにあたり、当該患者の診察が困難となることのないよう事前に十分検討していただきますようお願いいたします。
また、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関として診察していただきたいことから、令和5年度中に外来対応医療機関の指定を辞退された場合、補助金の全部又は一部の返還を求めることがありますのでご留意ください。
- ・ 一施設当たりの上限額 500,000 円を超える部分については、貴医療機関の自己負担となります。
- ・ 予算の範囲内において事業を実施するため、外来対応医療機関の新設に必要な初度設備のみを申請していただくようお願いいたします。
- ・ 申請にあたっては、別添の「【Q&A】R5 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（当課該当事業分）について.xlsx」をご参照ください。
- ・ 当事業で定める契約書等について、交付要項第11条（6）に基づき5年間保管いただくこととなります。他事業と分け、適切に管理いただきますようお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

保健医療部感染症対策課 疫学 G 佐本

電話番号：029-301-3233

E m a i l : yobo11@pref.ibaraki.lg.jp